

特定非営利活動法人WE21 ジャパン・たかつ非常勤スタッフ就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この就業規則（以下「規則」）は、特定非営利活動法人 WE21 ジャパン・たかつ（以下 WE21 たかつ）の非常勤スタッフの労働条件、その他就業に関する事項を定めるものである。

- 2 就業規則に定めのない事項については、労働基準法、その他の法令の定めるところによる。

(非常勤スタッフの定義)

第2条 非常勤スタッフとは、所定の手続きを経て採用され、1日または1ヶ月の労働時間が常勤スタッフより短い者をいう。（常勤スタッフは、1日8時間、1ヶ月22日間の労働時間）

WE21 たかつの設立趣旨及び定款に定められた目的を実現するために、WE21 たかつ並びに WE ショップ・たかつの運営を担い、地域で循環型社会を実現するための環境事業の推進に関わる業務、人権・平和の確立に寄与するために民際支援事業の推進に関わる業務、市民が有効に社会貢献する活動の実現を目指す業務を担う者をいう。

- 2 WE21 たかつの理念に基づき、理事会で決定した事業を潤滑に遂行する役を担う。

第2章 人事

(採用)

第3条 就職を希望する者は、所定の書類（履歴書、その他法人が指示したもの）を提出する。

- 2 WE21 たかつは書類及び面接などによる選考の結果、採用は理事会で決定した上で、雇用契約を締結するものとする。
- 3 非常勤スタッフは WE21 たかつの活動に賛同することが基本であり、WE21 たかつの会員となる。

(労働条件の明示)

第4条 WE21 たかつは、非常勤スタッフ採用に際しては、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を明らかにするための雇用契約書ならびにこの規則を交付して労働条件を明示するものとする。

第3章 労働時間

(労働時間及び休憩時間)

第5条 非常勤スタッフの労働時間は原則として、1週40時間、1日8時間の範囲内で個別に雇用契約書において定める。

2 原則として、始業時刻は午前10:45、終業時刻は午後5:45とする。ただし、業務の都合その他特別の事情がある場合は、雇用契約書で定めた始業・就業時刻を変更することがある。

3 休憩時間は、労働時間が6時間を超える場合は45分、実働8時間を超える場合は60分とする。

(休日)

第6条 非常勤スタッフの休日は、1週間において、少なくとも1日以上とし、シフト表により調整する。業務の都合により、必要やむを得ない場合は、休日を他の日と振り替えることができる。

2 WE21 たかつが定める休業日、年末年始、ゴールデンウィーク、夏季休日などについてはその都度理事会で決定する。

第4章 休暇

(年次有給休暇)

第7条 所定労働日の8割以上を出勤した者に対して、勤続年数および所定労働日数に応じ、以下の表に掲げる年次有給休暇を付与する。

①週所定労働日数が5日以上の場合

勤続年数	6月	1年 6月	2年 6月	3年 6月	4年 6月	5年 6月	6年 6月以上
年次有給 休暇日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

②週所定労働日数が4日以下もしくは1年間の所定労働日数が216日以下の者

所定 労働日 数	1年間の 所定労働日数	勤続年数						
		6月	1年 6月	2年 6月	3年 6月	4年 6月	5年 6月	6年 6月
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

- 2 年次有給休暇を利用しようとする者は、所定の手続きにより原則として代表に2週間前までに申し出なければならない。
- 3 業務の都合上やむを得ない場合は、指定された日を他の時季に変更することがある。
- 4 年次有給休暇は次年度に繰り越すことができる。

(特別休暇)

第8条 慶弔等を事由とする特別休暇はその都度、事情を考慮して与えるものとする。

(休業)

第9条 育児及び介護休業については、WE21 たかつに申し出て調整を図り取得することができる。ただし、その期間は無給とする。

- 2 非常勤スタッフが業務上負傷・疾病にかかった時は休職扱いとする。休職期間は最長6ヶ月とし、休職期間中の賃金は別に定める「給与規定」による。

(定年)

第10条 70歳で定年とし、その後の継続雇用、業務内容については理事会で検討する。

第5章 賃金

(スタッフ賃金)

第11条 非常勤スタッフ賃金は別途、雇用契約書に定める。

第6章 契約の解除

(契約の解除)

第12条 本人の申し出、またはWE21 たかつの主旨に反する行為をした場合は協議をした上で契約を解除する。就業規則に反した場合は解雇することができる。

- 2 精神または身体に障害を生じ、もしくは虚弱、疾病のため業務に耐えられないときは契約を解除する。

第7章 規定の改定

(規定の改定)

第13条 この規定の改定は、WE21 たかつ理事会の決定をもって行う。

(附則)

本規則は、2009年4月1日から施行する。

本規則は 2012年4月1日から施行する。